東京都歯科医師会が実施している企業歯科健診のご案内

本会では、今日の超高齢社会において、健康の保持増進の為に、ライフステージに沿った歯科保健の普及啓発を推進しております。

しかしながら、職域における歯科健診の実施率や、地域保健所等における歯科健診受診率は低く、成人期の、特に働き盛りの方々に生活習慣病としての歯周疾患の発症率が高まることから、職場の生産効率が低下することが懸念されます。そこで、定期的な歯科健診が必要不可欠であると考えております。

東京都歯科医師会では、都内の企業に勤める方と、その家族の方々のお口の健康を守るべく、下記の健康保険組合と契約を結び、企業健診を行っています。

会員の皆様方におかれましては、この現状を踏まえ、何卒、企業健診協力医療機関と してご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【現在の契約企業】

- 〇 日産自動車健康保険組合
- トヨタ自動車健康保険組合
- 〇 建設連合国民健康保険組合
- 〇 管工業健康保険組合
- 〇 中部電力健康保険組合

- ブラザー健康保険組合
- 群馬銀行健康保険組合
- 小島健康保険組合
- 経済団体健康保険組合

〔令和4年4月1日より適用〕○ 東芝健康保険組合

重 要 企業健診に係る健診料金の引き上げについて

会員の先生方には日頃より本事業へのご協力をいただき、1 人当たり 3, 2 4 0 円 (税込) または 3, 5 0 0 円 (税込) の健診料金で実施して参りましたが、**令和 2 年 4 月 1 日より、どの健康保険組合におきましても 1 人当たり 3,8 5 0 円** (税込) に一律変更させていただきます。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

企業健診に係る過年度分歯科健診一括請求書の取扱いについて

ご協力いただいた会員の皆様からの各契約健保の健診済み歯科健康診査票が本会に到着後、速やかに健康保険組合に健診料の請求を行っておりますが、<u>昨今、過年度分の歯科健康診査票の送付を頂くケースが増えております。健康保険組合より、健診料の請求に関しては、年度内の健診分の請求を強く依頼されており、今後、過年度分の健診料の請求につきましては、難しい見通しでございます。</u>

つきましては、健診済み歯科健康診査票の速やかな請求並びに、健診料の年度内請求にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

実施場所

東京都歯科医師会会員の各歯科診療所で行います。

実施日

各企業により異なり、東京都歯科医師会が企業と打合せをして決定します。 実施が決定次第、前ページの【現在の契約企業】に記載します。

健診料 3,850円(税込)

(現行)

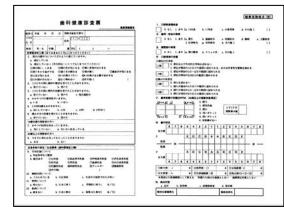
※令和2年4月1日より、どの健康保険組合におきましても一律で3,850円(税込)となります。

流れ

- 1. 各健保組合に健診票および請求書を受診者分送付し、組合が受診希望者に健診票および請求書を配布します。
- 2. 受診者が健診票および請求書を歯科医院に持参し、歯科健診の実施。 (窓口負担は0円としてください)
- 3. 各歯科医院より受診後の健診票および請求書を本会宛に送付。 (健診票および請求書にある「健康保険組合(控)」、「東京都歯科医師会(控)」 の2枚ずつ(計4枚)を切り取って郵送してください。)
- 4. 本会より各健康保険組合に健診料(3,850円(税込))の請求。
- 5. 各健康保険組合より本会に健診料が振り込まれます。
- 6. 本会より各歯科医院に対し、健診料の振り込みおよびその通知。
- (注) ① 健診の様式(歯科健康診査票)は、集計をするため統一の方式となります。 ただし、健康保険組合にて独自に

作成の場合は、その診査票を使用します。

- ② 健診の実施時期等は,通年方式でも可能です。
- ③ 医療上,必要な指導は, 別途,医療保険での取扱い となります。
- ④健診当日に治療行為は行わず、健診のみをおこなってください。



やむを得ず当日に治療をする場合は、以下を参考にしてください。

- ※1 健診当日にそのまま治療に移行した場合は、基本診療料(初診料・再診料) の算定はできません。
- ※2 健診後に一旦帰宅した患者の意向により、当該医療機関を再度受診し 治療を行った場合は、再診料の算定は可能です。 摘要欄に「健診当日、帰宅後の治療のため」等と記載してください。
- ⑤ 健診とは異日に当該医療機関にて治療を行った場合は初診料は算定せず、再診 料を算定してください。

摘要欄に「健診後の治療のため初診料を算定せず」等と記載してください。

- ⑥ 健診とは異なる医療機関が治療を行った場合は初診料の算定は可能です。
- ⑦ 問合わせ先:東京都歯科医師会地域保健課 電話03-3262-1148

日産自動車健康保険組合被保険者等の歯科健診実施について

本会では、産業歯科保健事業を推進し企業の歯科保健対策に積極的に取り組み、患者掘り起こしの一助となるよう、健康保険組合(トヨタ自動車健保組合、建設連合健保組合等)と委託契約を交わし、被保険者等に対して歯科健診を実施しております。

ただ、日産自動車健康保険組合の被保険者等の歯科健診のみ「健診の流れ」が他の組合と異なり、下記の要領で実施されておりますので、先生方のご高配を賜り、事業が円滑に進みますようお願い申し上げます。

記

1. 健診開始日: 平成17年1月1日より

2. 健診対象者:日産自動車健康保険組合被保険者及びその被扶養者

3. 歯科健診料: 3,850円<u>(税込)</u>

4. 健診の流れ:

- (1) 受診希望者より、会員診療所に受診希望日の1週間位前に電話が入り、健診日時の予約確認をさせていただきます
- (2) 会員診療所は、東京都歯科医師会事務局公衆衛生係に歯科健 康診査票と健診料請求書を送るように電話を入れて下さい。 折り返し、事務局より本会返信用の封筒を添えて上記2書類 をお送りいたします
- (3) 会員診療所は、歯科健診が終わりましたら上記の診査票と請求書(それぞれ健保組合控と東京都歯科医師会控の2枚ずつ)を本会までご返送して下さい。
- (4) 本会から日産自動車健康保険組合に、健診結果の報告と健診料の請求をいたします。
- (5) 日産自動車健康保険組合から健診料が本会に振り込まれましたら、その健診料を本会から会員診療所の口座にお振込みいたします。

※日産自動車以外の契約組合の歯科健診では、診査票と請求書は 健診希望者が持参いたします。

> 問合せ先 東京都歯科医師会 地域保健課

電話:03-3262-1148